

令和4年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会日程

1 日 時 令和4年6月28日(火) 午後6時から午後8時

2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

- (1) 諮問案件の報告について
- (2) 個人情報保護法改正に伴う条例改正の方向性について
- (3) 検討事項の確認等
- (4) その他
ア 次回の日程について

4 出席者

【会 長】

・仮野 忠男

【委 員】

・井口 尚志 ・川井 康晴 ・篠宮 輝 ・白石 孝

・寺島 功 ・中澤 武久 ・本多 龍雄 ・町田 博司 ・松行 彬子

【市 側】

加藤総務部長

<総務課>

高橋総務課長

中村情報公関係長

島津情報公開主事

【傍聴者】

3名

【仮野会長】

それでは、ただいまより令和4年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず審議に入る前に、委員の欠席等の御連絡をいたします。本日は欠席が橋本さんと立川さんが欠席ですが、定数は足りておりますので成立ということになります。

今日は、個人情報保護法改正に伴う審議会ということで、ふだんの審議会とは別に開催をすることになりましたが、本題に先立ち、事務局から報告事項があるということなので御報告を求めます。皆さん方のお手元に資料があると思いますが、それもお願いします。

【総務課長】

それでは、まず本日配付資料、3市交流連携及び地域資源魅力向上事業についてというものを御覧ください。

本来は、今日は個人情報保護法改正に伴う審議会ということで、ふだんの審議会とは別のものなのですが、正式には次の審議会で承認をいただきたいと思いますが、今回、仮に御承認いただけますように御紹介させていただきます。

本案件は、委託業務で行うために諮問を行いたいということです。表題、3市とありますけれども、小金井市だけでなく、武蔵野市、三鷹市との協働事業であるために、小金井市の諮問が遅れますと他市に影響するため、特別に、本日、御報告させていただきます。

本事業は、3市の住民を中心とした交流人口の拡大及び地域資源の魅力向上を図るため、観光事業を実施する市民や事業者の交流の活性化、情報発信及びパイロット事業の支援業務を委託するものです。業務委託の内容については、3市連携イベントの実施等としており、3市及び3市観光協会の6団体と協議の上、決定しております。

このたび、①SNSを活用した各市の魅力創出を行うイベントとして、小金井、三鷹、武蔵野のお勧めスポットの募集、②各市の魅力発信や新たな地域資源の掘り起こしを行うイベントの開催、参加者の公募及び選定として、小金井市、三鷹市、武蔵野市のお勧めスポットを探す隣町ラリーを開催することが決定し、参加者の公募を行うこととなりました。

実施に当たって、委託事業者が3市6団体の事務局として、3市のお勧めスポットの募集についてはSNS投稿におけるアカウント、3市のお勧めスポットを探す隣町ラリーについては、申込者の住所、氏名、年齢、電話番号及びメールアドレス

ドレスを収集管理することから個人情報を取り扱うこととなるため、委託の諮問を行うものです。

次のページには、本事業の諮問書、その次のページには参考として契約書の写しを添付しております。

先ほども申し上げましたが、正式には次回に諮問させていただきます。今回は仮で報告し、承認を求めるものです。

説明につきましては以上です。

【仮野会長】

今回は7月21日でしたかね、の当委員会でもう一度議論するわけですね。

【総務課長】

承認を。

【仮野会長】

その場で承認。今日はどのようながいいですか。仮の承認で。

【事務局】

仮の、はい。

【仮野会長】

これでいいんですね。

何か御質問などございますか。なければ仮の承認をしたいと思います。

3市でこういうのをやるのは、僕は3市以外の人間だけど、なかなかよさそうな気がするな。今まで逆になかったなんておかしいじゃないですか。

【総務課長】

ずっと3市でいろんなことはやっているんで、今回、小金井市が当番で委託の事務局になったということです。

【仮野会長】

そういうことですか。初めて当番になったの。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

なるほど。

【寺島委員】

ちょっとだけ質問していいですか。

【仮野会長】

どうぞ。

【寺島委員】

これ、ちょっと資料見て、委託先はどこになるのですか。

【総務課長】

これから決定となります。

【寺島委員】

どこ見ても書いていないから、誰が委託先なのか分からない。

【松行委員】

事務局をつくるどころじゃないですか。

【松行委員】

受託業者が3市6団体を事務局としてって、ここが事務局のことですか。委託先というのは。

【総務課長】

資料のどちらに。

【松行委員】

一番最初のページですよ。その下から五、六行目辺り。

【総務課長】

受託業者が3市6団体の事務局となるのですけれども、受託団体は書いてはない。受託の企業は。

【総務課長】

今回の参考資料の中には入れたいと思います。

【寺島委員】

そうですね、この中、どこ見ても出てこないから。まだこれから決めるとすれば書いていないので。

【総務課長】

仮承認を得られれば契約に入ることになります。

【寺島委員】

さっき、USBをなくしたとか、何かいろいろあるじゃないですか。ちょっと委託先。

【仮野会長】

それでは、仮の承認ですので、また次回のときに。

【篠宮委員】

質問いいですか。

【仮野会長】

篠宮さん、どうぞ。

【篠宮委員】

個人情報の取扱いは、小金井市の条例だけに従えばいいんですか。

【総務課情報公開係長】

ちょっと他市からの、委託業務の諮問自体を、自分が知っている限りでは武蔵野市はしなくていいようなので、武蔵野市は委託の諮問はしないみたいなのですが、当然、市と同等の義務を持つと思うので、3市の条例にどれにも違反しないように業務はしないとイケないのではないかと考えますが、その点についてはちょっと次回の審議会までに宿題として、主管課のほうに確認をしておきたいと思います。

【篠宮委員】

ありがとうございます。

あと、7番の委託の個人情報取扱について7番の遵守すべきことが変わってくるかなと思ったので。

【総務課情報公開係長】

分かりました。

【仮野会長】

いいですか。

それでは、これは仮の承認といたします。ということでいいですね。

それでは、次のテーマに移りましょう。個人情報保護法改正に伴う条例改正の対応方針に係る問題ではありますが、まず総務課長より、今日、資料がいろいろあるの、でその説明など、聞きましょう。

【総務課長】

それでは、まず資料の確認をさせていただきたいと思います。

【仮野会長】

上から順番に見ましょう。まずどれですか。

【事務局】

前回、資料1、2、3をお配りしておりますが、今回、新たに資料0というのをお配りさせていただきました。これは、今後のスケジュール案をおつけしたものです。横の表です。資料0となります。

【仮野会長】

ちょっと皆さん、大丈夫ですか。見つかりましたか。

【総務課長】

これは、大変大まかなスケジュールで、日にちまでは入っておりませんが、個人情報保護審議会と条例提案までの工程を記したものです。おおよそ、今回を含めて三、四回の審議会を経てパブリックコメント、その後、また審議会を1回、2回と実施した後に条例を議会に提出するという感じになっております。

次に、資料4についてです。前回、委員から御要望のありました現行の小金井市個人情報保護条例と、その条文が抜けていないものです。それと、新個人情報保護法の規定を対比したものです。

次が資料5です。資料5、1枚のものになります。資料5には、これも前回、委員から御要望がありました、本審議会における条例を改正するに当たっての基本的な対応方針を定めたほうがいいのではないかという御意見をいただきまして、対応方針の案をお示ししております。これが資料の5です。

次に、資料6を御覧ください。前回、資料の3でお示ししています検討課題の一覧について、分かりやすいように、イメージとしてこのような条例になりますという対応課題に対応した条文をおつけしております。

資料の説明につきましては以上となります。

対応方針についても説明してしまっているでしょうか。

【仮野会長】

そのほうがいいですね。

【総務課長】

それでは、まず確認をしていただきたい対応方針について御説明させていただきます。資料5です。

【仮野会長】

5ですね。

【総務課長】

条例改正に係る対応方針ですが、一旦、読ませていただきます。

「小金井市の個人情報保護制度については、個人の尊厳に係る基本的人権を擁護することを目的として、きめ細かい運用が行われてきた。改正個人情報保護法が目指す、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立については、有意義なものとの認識のもと、本市における個人情報保護の水準及び審議会への諮問等を通じ、透明性の確保に努め、その中で醸成された職員の「緊張感」が損なわれることのないよう、個人情報保護法に則り、対応の検討を進める」と案を示させていただきました。

今回の法改正に係る対応は、現在においてもガイドラインの修正が行われてお

り、各自治体の条例に対する考え方を含め、法の運用について個人情報保護委員会から細かく規制されています。これに反する対応をした場合、実務上、現場での混乱を招くおそれもあります。法の規定の範囲で現行水準を保てるよう、工夫していきたいとの考えでございます。

対応方針についての説明は以上となります。会長、よろしく申し上げます。

【仮野会長】

この大方針と申しますか、高い水準を維持しながら、緊張感が損なわれないような個人情報保護法に則り対応するという考え方ですけど、質問なり御意見ございますか、この大方針。

これについて特に、この方針は甘すぎるとか、そういうことではないと思うのか。

【篠宮委員】

すみません。聞こえていますか。資料0、まだ頂けないようなのですけれども資料5の最初のほうにデータ流通に重きが置かれているのは何か意味があるのですか。

【総務課長】

よろしいですか。

個人情報とデータ流通の両立というのは、今回の法改正の大きな目的だったというふうに認識しています。そういう意味で、その法律改正の趣旨は有意義なものであるという認識を述べたところです。

【篠宮委員】

データ流通は、小金井市で持っているデータを他市だったりとか、民間事業者にもきちんと渡せるようにするというふうなところだと思っていて。

【総務課長】

そのとおりです。

【篠宮委員】

流通は流通でいいとは思いますが、純粹にデータの利活用と保護の両立では、いかがかなと思っていて、第三者提供だとか、そういったものを想起させるにあえて乗る必要というのは、個人情報保護委員会で言っているからというところもそうだと思いますけれども、そこについて慎重であっていいのかなというふうに僕は思います。

【総務課長】

そうするとここは、データ利活用などの表現のほうがよいと。

【篠宮委員】

そうですね。例えば、皆さん、御存じだと思いますけども、スマートシティとか都市効率だとかいうような、自治体、地方自治体のほうでデジタル化推進していくみたいなのを各、今、デジタル田園都市とか言っていると思いますけど、そこにあまり小金井市がそんなに関与していないのではないかと。そういった背景もない中、いきなり流通というのはハードルが高いのではないかなとちょっと感じました。利活用という文言のほうで濁しておいたほうが現状としては合っているのではないかと。

【総務課長】

承知いたしました。

【松行委員】

すみません、聞こえないのですけど。

【事務局】

これに移すのはちょっとあれなので、これを、そうですね、机を、松行委員がこちらに来ていただくことは可能ですか。町田委員は聞こえますか。

【町田委員】

聞こえない。声が小さいですね。

【事務局】

ちょっと前のほうが。

【松行委員】

ボリューム、もっと上げることはできないのですか。

【総務課情報公開係長】

今が最大です。

(音量調整・席移動)

【仮野会長】

ちょっとしゃべってもらって。

【篠宮委員】

聞こえますか。どうでしょう。

【松行委員】

聞こえます。

【篠宮委員】

ありがとうございます。僕は聞こえていますけど、皆さん、いかがですか。

【仮野会長】

大きな声でこれからはしゃべってください。

【総務課長】

もしあれだったら、もうちょっと前に来てもらって全然。ここをもうちょっと前に。

【仮野会長】

これでちょっとやってみましょうか。

それでは、利活用でいいということですか。利活用。

【総務課長】

さっきデータの流通を利活用にすべきじゃないかというような発言があつて。

【仮野会長】

そのことについて、私からちょっと質問があります。当市の市長さんが議会でこの個人情報保護制度についての意見を表明しております。この中に、実はデータ流通という言葉が出てきます。市長がこういう言葉を使っているんだけど、これと今日のこのデータ通信というのは同じ意味だと思ふんだが、この使い方、つまりデータ流通という言葉の使い方、今、問題提起もよく分かりますけども、少し整理して、今日、決定する必要ないと思ふんだけど、整理してほしいな。何が一番正しいのか。

ちなみに、市長の発言を読んでみてください。

【総務課長】

市長が、6月の定例会において本市の個人情報保護制度に対する見解ということで述べた言葉です。改正個人情報保護法が目指す社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立については有意義なものと認識しているところですが、本市といたしましては、審議会への諮問、議会への運用状況報告などを通じて透明性の確保に努め、また、その中で醸成された職員の緊張感が損なわれることのないよう、改正法に則りつつ、どのような運用をすべきか、審議会の皆様の御意見もいただきながら検討していく必要があると考えているという見解でした。

それも引用しながら、今回、対応方針案として皆様にお配りさせていただいておりますが、データ流通という言い方は法律の改正の趣旨にもあったところだったのですが、今回の検討課題というのは保護法改正への対応方針ですので、条例に関しては、いきなり本市としてもデータ流通まで確かにひとつ飛びでいくところではないので、ただ、様々な医療や福祉のデータなどの利活用は匿名性を確保しながらこれからはデータを提供していく必要もあるということで、篠宮委員が

おっしゃるようなデータの利活用というところでまだとどめておいてもいいのではないかという御意見でした。

【仮野会長】

なるほどね。

【総務課長】

なので、確かに現実的などころではありますので、そのように改めてもよろしいのかなというふうには、事務局としては考えます。

【仮野会長】

皆様、何かいいですか。意見ありますか。

【井口委員】

利活用以外のことでいいですか。

【仮野会長】

利活用以外。ちょっと待って。利活用に関してはいいですか。今の課長のまとめで、皆さん、いいですか。僕もいいと思います。

では、次は何ですか。

【井口委員】

大体趣旨としては分かるのですがけれども、この3行目の「社会全体のデジタル化に対応した」というのはデータ流通の問題だと思うのですね。何となく並べ方として、「改正個人情報保護法が目指す」、2行目の最後のほうです。「個人情報保護と社会全体のデジタル化に対応したデータ流通の両立について」としたほうがすっきりと入りやすいような気がするのですが。

改正保護法が目指しているのは、この両立なのか、そもそももともとある個人情報保護と、新たにというか、より重点を置くデジタル化に対応した流通、これの両立ということなのか、ちょっと私はややこの2つの問題がアクセルとブレーキのような捉え方をしているものですから、今まである改正、個人情報保護の考え方と、新たにより重点を置いているデータ流通の両立という流れにしたほうが、私としては入りやすいかなと。

【総務課長】

確かに読みやすく変わりますか。今、確認させていただきますと、改正個人情報保護法が目指す個人情報保護と、社会全体のデジタル化に対応したデータ利活用のような組合せに、順番にしたほうが読みやすいのではないかと。

【井口委員】

私としてはそのほうが入りやすいかなという気がしたのです。

【総務課長】

いかがですか。

【仮野会長】

そういう整理でいいと思うのですが。

本多委員。

【本多委員】

今、事務局のほうから、市長が6月議会で表明された文言ということで紹介されたのですが、それが、ここに、基がその市長が表明したものということなので、それをある程度尊重するというか、具体的に川井委員からも、前回の委員会のときに、これは何か市長のほうから諮問されるのですかというようなことも、手続的にどうなのですかという質問されていましたので、そういった趣旨からすると、まだどういうふうな形で市長が諮問するかということはまだあれなんですけども、そういった方針を示されていれば、私はこれでいいかなというふうに思います。

【総務課長】

1点よろしいでしょうか。

【仮野会長】

どうぞ。

【総務課長】

この前のお話で、今、本多委員からも御紹介ありましたが、この条例改正に対する検討については、諮問などがあるのかというお話が前回もございました。ある程度、勉強会のようにしていって、大体の大枠のお話ができたら諮問させていただいて、条例案として答申をいただくような形に持っていきたいと思っています。いずれ諮問させていただきたいと。白紙で諮問はせずに、ある程度の方針で示させていただきたいと思っています。

【仮野会長】

いやいや、今、本多さんは、市長が言ったんだから「データ流通」という言葉を使ってもいいんじゃないかと言ったんじゃないの。一口で言うと。

だから、こういう言葉であまり時間取ってもあまり前進がないので、これはちょっと置いておきましょう。これから我々としてどういう表現が一番いいのか、考えながら決めていきましょう。大事なのは、今度の国の法律化について我々がどのぐらいの意見を言えるかどうかという話なので、そっちのほうの方が大事だと思います。

ちょっと話を進めたいと思いますが、いろいろと説明が事務局からありましたが、本日の流れとしては、検討課題を一つずつ確認し、その中で議論を深めるものと事務局に案の作成を一任する事項を見分けるという方法を取ったらいかがでしょうか。それでは、検討課題1から一つずつ確認していきます。いいですか。議論を進めます。

検討課題を1から8まで、順に委員の意見を確認していくわけですが、資料6を見てください。

【総務課長】

資料の分かりやすいのは6ですが、ポイントとしては資料3が、どのような検討が必要かというのがありますので、6と3を対比していただけると。

【仮野会長】

3は前回もらったものですね。

【総務課長】

3は前回お配りしたものです。

【仮野会長】

これか。資料3は、皆さん、お持ちですか。5月19日の日付で、個人情報保護法改正に伴う検討課題、資料3。検討課題一覧。

【総務課長】

資料3、ありますでしょうか。

【仮野会長】

これについて、一つずつ議論していくわけですね。

それでは、まず定義から始まって、一つずつ意見を皆さんにお伺いします。その後、まとめに入ります。

今日は、時間はどういう配分ですか。最終的に1時間半ぐらいに。

【総務課長】

8時までとなっております。

【仮野会長】

8時までね。なるほど。

それでは、検討課題1、定義について。これは当然ながら討議すべきだということなんだと思いますが、皆さんの意見を求めます。

白石さん、まず御意見はどうですか。

【白石委員】

ですから、ここに書いてあるように、死者の扱いをどうするかということがこ

このポイントになっているわけですね。これは……。

【仮野会長】

死者の扱い。

【白石委員】

死者、亡くなった方。

【仮野会長】

分かりました。

【白石委員】

これがここに書かれているように、別途規定等をつくることは可能だというふうに私は見て、判断しているんですよ。だから、それは小金井市として別途規定をどうつくっていくのかの検討に入ったほうがいいと思っています。

【総務課情報公開係長】

補足で、一応、国のほうからだど、まず生存する個人に関する情報という定義になっていますので、死者の情報は絶対に条例には含めてはいけないというような通知が来ています。そうすると、死者の情報が宙ぶらりんになってしまうので、死んだ人にはもう個人情報じゃないからといって情報公開条例で対応するかというと、そうすると死んだ方の尊厳とかもあるのでどうするかという判断があって、市によっては死者に関する、死者の情報に関する取扱規定とかいうのをつくって対応する市もあります。なので、小金井市として、それを別途つくったほうがいいのか、それともそこは宙ぶらりんのままでいいのかというようなのは考えていただきたいという感じではあります。

近隣市だと、一応、今現在でも狛江市なんかは死者に関する取扱いの要綱みたいなのはつくってはいるようです。

【白石委員】

そもそも国が抜いてきた理由というのは何なんですか。あえて、何か意味があって抜いてきているんじゃないかな。生存する個人のみみみたいなことをあえて定義しているというのはどういう意図だと思うか、何か聞いています？

【総務課情報公開係長】

国については、最初から生存する個人に関する情報というふうに定義を、今回の個人情報保護法の改正の前から、個人情報は生存する個人に関する情報というのがあって、二千個問題と言われるように、市区町村によって生存を入れる、入れないというのがあったのですが、ここで全国統一というのを図るときに定義を同じにしたいということで、前々から国のほうは死者に関する情報は含めて

いないという解釈で運用していたので、ここで統一するという意味で念を押してきたのかなという気はします。解釈がここで変わるのを嫌がる、特に定義の部分で解釈が変わるのがすごく国としては困るというふうには言っていました。少なくとも日本国内では、民間、国、地方公共団体全てにおいて定義は変えないでほしいというような意図はあるので、従前、死者を含めていなかったのも、ここで明確に死者を含めないようにして欲しいという感じで通達等を出してきたのかなと思っています。

【総務課長】

現在の小金井市の。

【総務課情報公開係長】

そうですね、現在の小金井市の条例なのですが、この資料4のほうで、ちょっとページまたぎになるのですが、「この条例において」、の次で、個人情報「個人に関する情報であって」というふうに2ページの上の左側のほうに書いてあって、右側のほうに国のほうの法律を見ると、「この法律において「個人情報」とは生存する個人に関する情報」という定義。小金井市は、今、生存するというのはないのですが、あるかないかで運用上違うのかというと、実際問題は個人情報って自然人って考えると、結果的には生きていう人になっているというのもあるので、今も宙ぶらりんなのかというと、そういう部分はあるのですが、今は運用でやっているという部分もあります。

ただ、最近、全国的なことなのですが、高齢化社会で、相続とかになったときに、遺族の方が、特に最近多いのは介護認定で情報が欲しいというのがあって、そうすると亡くなった方の情報が欲しいというのが多くなってきている現状はあります。

何で欲しいかというと、例えば要介護5の人が遺言を書いていたとか、そういう話があると、お兄さんに相続を優先的にやるといったときに、妹さんが、例えば、の話なのですが、「いや、要介護5なのに遺言なんて書けないでしょう」といったときに、裁判所等に出す資料として公的な資料が、介護認定のときにお医者さんとかが診た経過が書いてある書類があるようなのですが、そういうのを出して欲しいというような感じで、亡くなった方の情報の開示請求ということが、今、全国的に増えている状況で、そこで全国的に、もともとあやふやな部分もあったのですが、ここで一気に死者の情報の取扱いについては、統一するなら国全体として同じような扱いをしてほしいというように地方自治体の方から求めたのですが、国のほうでは逆に、この法律で定める個人情報は生きて

いる人と、定義しちゃったので、ここはいじりたくないの、死者については各自治体について自分たちで考えなさいよというようなスタンスが今の状況です。

【白石委員】

任されているということですね。

【総務課情報公開係長】

そうですね。

【白石委員】

そういう理解でいいの。

【総務課情報公開係長】

はい。

【川井委員】

こういうふうに見えるわけですか。生存者に限れと言ってきたというよりも、今、ちょっと曖昧であると。そこをはっきりしといてほしいというふうに国は求めていると。小金井市が死者の情報を入れていたのだけど、それを外すかどうかという検討をするのか、曖昧だったところを明確にするという検討をするのかというのはどっちなのですか。

【総務課長】

国のほうは、死者の情報を明確にしろということは言ってはいない。

【川井委員】

これ、小金井の条例というのは今の条例ですか。改正案ですか。

【総務課長】

今の条例です。

【川井委員】

今の条例では死者の情報も含めていると。それを国が外せと言っているからどうしようかという、そういう検討ですか。それとも、今はそこはまだはっきりしていない。国がはっきりさせろと言っているから、どうはっきりさせようかという検討なのか。

【総務課長】

小金井市では、個人に関する情報であってとしか書いていなかったのです。ただ、これを解釈上、はっきりさせるならば、個人に関する情報としたときには自然人のことを指すのだろうという解釈でやってきました。

【川井委員】

では、あまり国の方針と変わっているわけではない。

【総務課長】

変わらないです。

【川井委員】

国に言われて、小金井市がやっていることを変えろと言われているのだけどどうしようかって、そういう議論でもないような気がするのですよね。

【白石委員】

この法律、前提となるデジタル関連法案ができてから個人情報保護法が改定された経過からすると、そういう理解にはならないんですよ。菅内閣がデジタル庁つくってデジタル関連法案を出したときに、当時の平井卓也担当大臣が、デジタル大臣が言ったのは、個人情報保護条例については、一旦、全部リセットしなさいとはっきり国の力で言ったんですよ。そこから始まっているものなんですよ。だから、国が決めたことに従いなさいという姿勢だから、じゃ、今まで、小金井市だけじゃなくて全国の自治体、凸凹ありますけれども、その自治体としてどうだったのかということ、全てリセットして国が言うようにすればいいんですかという、そこが根本問題なんですよ、今回の。だから、そういう経過があるので、それをやっぱり押さえていかなきゃいけない。だから、曖昧だということは、国の言うこと以外の解釈も可能だということなんですよ。

【仮野会長】

なるほど。

ところで、さっき狛江市のケースを言いましたけど、これはどういう意味なの。どうしているの、狛江は。

【総務課情報公関係長】

狛江は、基本的には、相続人に関しては、相続財産に関する部分について情報を開示するようになれるというような規定になっています。なので、逆に言うと、相続に関係ない部分については規定がないという感じで。

【仮野会長】

なるほど。

【井口委員】

すみません、死者が個人情報保護の対象になるかどうかという問題もあるので、すけれど、遺族というか、相続の問題もありますし、それから、いろんな死因、死亡の、自殺とかいろいろ、あるいは遺伝性の病気とか、それはやはり遺族のプライバシー権に影響するような問題も含むかと思うのですよね。そうすると、全く死者を個人情報保護の対象にしないと、してしまうと、かなり遺族にとって大き

な影響が生ずる可能性もあると思いますので、何かちょっと、あまりドライには切れないのではないかなと。何となくそういった死者の個人情報の扱いについて、例外的なものがあればやはり検討する必要があるのかなと。それを条例の中に入れるのかどうかは別ですけど、ちょっとあまりドライには切れないかなという気がします。

【仮野会長】

なるほど。

ほかに御意見、この件について。

【井口委員】

ちょっと補足。先ほど死者は個人情報じゃないという話をしたのですが、現行の国のほうの解釈でも、遺族にひもづいているという意味では個人情報になり得るといえるようなことは言われているので、そのひもづきってどうなっているかという具体的な事例は示されていないところがあるので、逆に言うとそこら辺の、個人情報保護条例には入れられなくても、その部分の区分けではうまくやれば小金井市の独自色が出せることもあるのかなとは思っています。

恐らく今の個人情報の保護法のルールである同意なき第三者提供の禁止とか、そういったものには当てはまらないと思うんですね、死者の個人情報。ただ、やはりもっとプライバシーに関わる問題については、死者といえどもやはり別な扱いをしていく必要があると私は思いました。ただ、ひもづきが、どこが、何がひもづくのかという問題をやはり検討する必要があるかなと思うんです。

【仮野会長】

大体方向が出たね。

【篠宮委員】

確認させてもらってもいいですか。

ちなみに、お亡くなりになられた方のもともとの個人情報って、どうやって保管とかされているのですか。

【事務局】

亡くなられた人の個人情報の保管方法。

【総務課長】

保存年限や何か、生存者と同じ扱いで、保存年限に従って保護されて、保存されております。亡くなったから年限が短くなるということはないです。

【篠宮委員】

そうなのですね。先ほど補足説明があったので大丈夫だと思うのですが、遺

族に関連すれば個人情報、遺族の方の個人情報だなというふうな整理はされると思うのですが、先ほどの生活保護の認定だとかで開示することがあるとおっしゃっていたのですが、その場合は逆に遺族の方の個人情報なのに他の権利者に対して開示しているというふうな状況も生まれているのではないかなと思うので、要は生計を共にしていた遺族のお兄さんの情報の内、生計を共にしていなかった弟さんに情報を開示するというふうな状況も生まれているような気がしていて、多分、整理しておかないと、個人情報保護条例とは関係はないと思うのですが、遺族、現場のオペレーションで、多分、困ってしまうのではないかなと思うので、条例にしなくとも、何ができるというものが無いと、小金井市の健全な運営というか、法律的な運営で、多分、止まってしまうのではないかなと思いました。さっきの遺伝情報とかも、多分、持たれているとはあまり思っていないのですが、今後、出てくるのであれば、何かしら指針はつくっておいたほうがいいのではないかなと思います。

【仮野会長】

ありがとうございました。

【総務課情】

次回、案を出します。

【総務課情報公関係長】

何も資料等がないとやりにくいと思いますので、案というか、もしよければ、狛江市の要綱を参考資料としておつけしていただければ、ちょっとイメージが。

【総務課長】

ここ、再度ということで、再度、検討課題1については、再度、資料をお出しするというので、次回でよろしいでしょうか。

【仮野会長】

分かりました。私もそういうふうに思います。白石さんの冒頭の発言も含めて、皆さんの意見を聞いた限りでは、これは検討すべきだという意見が強いと思います。結果がどうなるか分かりませんが、しかしぜひともこういうふうな大事な問題は絶対的に取り上げて、もう僕の気持ちとすると、菅何とかが、平井何とかが決めたことはとんでもないことなんだと思っているものだからあまり言えないけども、そういう政治家をどうやり玉、やり玉に上げられただけじゃしょうがないんだけど、ぜひこういう権利に当たる、だけど大事な情報を、個人情報は大変にしたいという、僕自身はそういう思いです。

いずれにしろ、皆様方の意見を大体集約してみると、これはやっぱり別途しつ

かり検討する必要があるということだと思いますので検討していきたいと、こういう結論にしたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。いいでしょうか。では、その方向でよろしくをお願いします。

次に検討課題2、条例要配慮個人情報。これを検討する必要があります。これは必要なものではありませんが、また後で付け加えることも可能、こういう説明がついています。これはどうですか。

【情報公開係長】

ちょっと補足の説明を。要配慮個人情報自体の定義は既に法律で決まっているのですが、地域の特性に合わせて配慮すべきような情報があるのならば、それを付け加えることができるというような条文です。なので、小金井市独自で、国とは別にこういう情報についてはちょっと格を上げて取扱いに注意をしたほうが良いような情報があるのならば付け加えて、逆に言えば、小金井市としてはそういう情報はないのだよといえ、この条例に関する条文は付け加えなくてもいいというようなことになります。

今のところ、小金井市で付け加えるべきだということとは、事務局のほうではないです。

【仮野会長】

白石さん、これはどうですか。

【白石委員】

ちょっと確かにイメージが湧きにくいですね。

【総務課情報公開係長】

そうですね。私が聞いたところによると、地方によっては、例えば小金井市、貫井北町と貫井南町というのは表示されても別に全然、あまり意識する人はいないと思うのですが、ちょっと聞いたところで、地方によっては何とか地区というのがあった、聞いただけで対応が変わるところは、どうも載せたりすることを検討しているというのは聞いたことはあります。

そういうような、特にその地方というか、地域で独自のものがあれば付け加えたほうが良いというのは確かにあるとは思いますが、そういうのがなければやらなくてもいいということは言えると思います。

【総務課長】

1点、あと、補足をさせていただきます。今、法律の表記というのは資料2とか4で出てきます。4だと出てくるのが遅い。2の資料2の2ページに「「要配慮個人情報」とは」という、2ページの真ん中ら辺、右側が新個人情報保護法で

す。

今、小金井市でも法律でもほぼ書き方が同じになっていて、「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」とありますけれども、小金井市、よく市の中で取り扱っているのは障害の程度とか、介護認定とか、そういったものが多く、市町村のレベルではそういうものが多くなっております。

市議会で意見があったところなのですが、この審議会に諮問で、諮問か届出事項だったかです。出たことありましたが、小金井市では、小金井市パートナーシップ制度とあって、同性同士のパートナーシップを結ぶことについての取扱いを要綱で定めておまして、この動きは東京都でもここでそのような動きが見られるところです。これについてはなかなか、今の書き方ではちょっとどこに含まれるかが難しいと。どこにもなかなか当てはまらないようなものなので、これについては加えることができないかというような要望が市議会のほうからはありましたことを御報告させていただきます。この委員会の中で、それは加えるべきというお話になりましたら、そのような条例案を作成したいと思います。

【仮野会長】

これも検討しましょう。どうするか、結果として考えればいい。

次に移りましょう。検討課題3、個人情報登録簿。これについてはどういふものですか。どういふものであり、どういふふうを考えればいいですか。

【総務課情報公開係長】

個人情報登録簿というのは、法律のほうで個人情報ファイルという定義がありまして、基本的には電子計算組織、つまり、コンピュータで検索できるような状態にしたデータを想定しています。それに準じて紙で、イメージとしてはファイルであいうえお順で整理してすぐ検索できるような情報については、原則として、国の基準で1,000人以上になったらファイルの届出をしなければならないというふうになっています。

これは必ずやらなければならないことなのですが、一方で、小金井市の条例のほうですと、条例第9条というところで、保有の届出とあって、小金井市で各担当課が新しく個人情報を含む情報を持ったときに届出を出しているんですけども、その定義が定型化または簿冊化して行う個人情報の保有があるときは届け出なければなりませんよというのが今の規定です。

何が違うかって、恐らくこの条例ができたというのはコンピュータとかがで

きる前の時代で、例えば住民基本台帳というのは本当に紙で台帳があって、原本は紙だったのですが、それが時代が変わって、住民基本台帳とか課税台帳は紙ではなくて、今、コンピュータのデータベースの中にあるような状況になって、それに合わせて国のほうと、あと民間のほうでも個人情報データ等というような定義が基本的になっているのですが、同じような定義でやっています。

ここで全国的に統一して基準を、その個人情報の持ち方って、地方公共団体、持ち方の定義が地方公共団体でバラバラだったのを全国一律にして、個人情報ファイルというような定義をして、それが1,000件以上あるときは届け出なさいよというのが今回の法改正の規定しているところです。

国のほうでは、各地方公共団体がやっているやり方、小金井市で言うと定型化、簿冊化という今までどおりの届出のやり方を存続してもいいけれども、新しい全国共通ルールでの届出は必ずしなさいよというふうになっているので、検討課題3で、今後、どのような運用をしたらいいかというのをちょっと皆様の意見を聞きたいということで、一つ、完全に国の定義に従って、今、小金井市でやっている定義の仕方はもう削っちゃうという方法が一つ想定ではあります。

もう一つが、経過措置をつくって、全部変えると事務量が増えるので、新しく保有届出を出すやつは国の定義でやって、古いのから順次に置き換えていく方法というのがあります。

3番目が、もう一つ、国の定義にも従って、伝統を重んじて小金井市の保有の届出の定義も両方残すという方法があります。各近隣市も含めて聞いたところなのですが、大体は国の定義に従うか経過措置をつくって移動するかが多いです。何で3番目の両方を併存させないかというのと、簡単に言うと職員がパンクしちゃうからということで、3番目の案はちょっと現実的じゃないかなというので、とある市は、近隣市は、ちょっと自分が聞いた限りではないです。

あと、もう一つ、先ほど言った個人の情報ファイルということに関する国の定義なのですが、基本的に1,000人以上になったら届け出なければならぬということになっているのですが、ただ、国が定めた、この1,000人以上という定義については、例えば政令市とかだと1,000人とかでもいいんですけども、町、村、例えば極端な話、青ヶ島村でこの1,000人以上をやると、人口が200人しかいないので、そうすると個人情報ファイルに関しては届け出なくてよくなってしまいうので、ここは実情に応じて、例えば500件とか100人以上とかって変えることはできるということで、ここについては市の裁量で決められるところです。

なので、審議会としては、今後、国の定義に従うか、それとも今の定義を少し残したほうがいいのかというのを検討していただきたいのと、あと、小金井市としては、届け出るファイルの人数を現実的に何人ぐらいにしたほうがいいのかというのを決めていただければなどは思っております。

【仮野会長】

なるほど。

【白石委員】

今、事務局から、大変になるという話はすごくよく分かるんですが、だけど、個人情報保護、それから特にこの要配慮個人情報ということで言えば、件数だとか、電磁的記録なのか、紙媒体の記録なのかで分けるということは、基本原則からするとやっぱりちょっとおかしいと思うんですよね。だから、私はそういう意見だけど、ただ現実には煩雑になるだろうなということでは分かるんですが、これまで審議会への届出の案件もやっぱり実際にあったわけじゃないですか。コンピュータ入力しないでの情報とかね。

ちょっと小金井市的に、全部出してはとても申し訳ないからあれだけど、ちょっと具体例で、実際にこの国の定義からこぼれてしまうけど、結構、個人情報保護という観点からすると大事なんじゃないかというものをちょっと事例的に示していただいたほうがいいかなという気がするんですよ。すみません、仕事を増やして。

【総務課情報公関係長】

白石委員のおっしゃることは、例えば人数の規定を決めたほかに、人数にとらわれないで、特に重要なやつは個人情報ファイルとして届け出たほうがいいのかということでしょうか。

【白石委員】

というか、ファイルと届出簿の違い。これ、ちょっともう一度、説明してもらえますか？

【総務課情報公関係長】

個人情報ファイルは、基本的には電子、簡単に言えばコンピュータで検索できるような個人情報をデータベース化したものを、恐らく法律をつくった人は想定しているとは思いますが。データベース化して、1,000人以上を検索できるような状態にあるものについては届け出なさいというのが一つ。それに準じて、紙でも1,000人以上とかでファイルで、さっき言ったようにすぐ体系的に検索できるような名簿形式みたいな感じにしたものについては届け出なさいという

のが国の個人情報ファイルの定義です。

小金井市の場合、定型化、簿冊化というふうな言い方をされていて、実際、ちょっと抽象的なのですが、運用ではどのようにやっているかといいますと、職員が反復的に利用するようなものについては基本的には届け出なさいという感じなので、逆に言うと、今の状態だと、個人情報ファイルと言われているようなものについては間違いなく今でも届出はします。それ以外にも、人数の規定がないので、例えば10人でも、繰り返し使うという場合には届出はしています。実際に、この個人情報保護審議会に対して届け出ていることを例に出しますと、100人程度の、特に障害者系の情報については届出を今もしています。100人もいかないような、多分、数十人のやつも届出は、今現在、しています。

【白石委員】

ちょっと記憶、おぼろなのですけども、これまでも個人情報保護法の中ではファイルの件数、たしか数字的なあれがありましたよね。

【総務課情報公関係長】

そうですね。ちょっと自分の記憶も曖昧なのですが、前は人数のほかに1年以上保有していると届け出しなければならないというのがあって、今回、1年とかの期間についてはどうも削除したみたいなのですが、それでも国のほうからは1,000人以上というのは。

【白石委員】

だから、もともと国のほうなり民間の個人情報保護法の考え方が、今回、ここに反映されているという理解ですよ。

【総務課情報公関係長】

はい。

【白石委員】

そうすると、おっしゃるように、自治体って全国1,700あって、大中小様々じゃないですか。そうすると、やっぱり国の基準からすると漏れちゃうところって当然出ると思うんですよ。

【総務課長】

そうですね。そういうこともあって、国のほうは1,000人という基準を下のほうにするのは構わないとは言っています。ただ、電子計算組織、要するにコンピュータで検索できるというような基本的な定義の部分は、基本的にはいじっては欲しくないという。もしやるとしたら、それとは別の枠で定義するというような言い方はしています。

【仮野会長】

なるほど。結論的に言うと、あなたはどうか考えるんだ、これ。

【総務課情報公開係】

これは、職員としては、国の定義に従ってやらせていただいたほうがいいのと、あと、市民に対してちょっとメリットを挙げさせていただくと……。

【仮野会長】

いやいや、まず国の定義に従うと。しかし、何だ。

【総務課情報公開係】

あと、メリット、デメリットとしては確かに伝統的に蓄積してきたものが失われるのと、あと、どうしても国のほうが定義の枠が簡単に言えば大ざっぱなので、今まで届け出していたものが、届出として出なくなってくるのは、国の定義のとおりになると間違いのないデメリットではと思います。

【仮野会長】

君の言っていることがよく分かんない。もうちょっと整理して分かりやすく説明を。

【総務課情報公開係】

国の、今、決めている定義と、まずは小金井市がやっている定義、今の届出の定義はすごい枠が大きいので、今の個人情報ファイルというのは小金井市の定義の中に含まれているような感じです。ですので、国のやり方に従うと、大きな枠から小さな枠に入るんで、絶対漏れてくるところはあります。間違いなくあります。ただ、メリットとしては、全国统一の基準になるので、例えば小金井市の人が武蔵野市と小金井市と国分寺市と比較して、小金井市の個人情報ってどうなっているのかという、比較しながら見ることはしやすくなると思います。

職員としては、統一していただいたほうが、いずれの定義を用いても国への報告は義務なので、別々に定義を存置すると事務が増えてしまうというのは正直なところですよ。

【本多委員】

小金井市の条例では、今、個人情報ファイルの関係、9条ということなのですが、それで、一応、今、各課のほうで個人情報の目録というか、そういうものというか、それがファイル化されているのか、定型化、簿冊化したものなのか、それ、実態がどうなのかというところによって、またこの条例のほうも変えていかなきゃいけない面が出てくるのかなと思って、白石委員からもちょっと意見があったように、実態がどうなっているのかなという。

【総務課長】

そうですね。今は、この条文しかなかったので、データであろうとファイルの、物理ファイルであろうと、みんな一緒に考えています。ただ、この審議会に届け出てきたのが、前年度末で3,500を超える件数のファイル、事業、いろんな、小さな事業からすごく大きな事業まで審議会への届出をしてきました。個人情報収集しますということで。ただ、それがために、度々起こっておりますけど、この事業がなくなったのに廃止していませんでしたとか、届出が漏れていましたとか、そういったのは、あまりに細かいものを届け出てきたので、この条例ができたときと比べて、事業の数が全く違う規模になってきていて、それを自分たちの管理が大変なような状況になっているのは事実です。

これは、例えばもし存続させるとすれば、もう少し大きな枠で、今、事業ですけども、もう少し事業の種別みたいなところで管理をできないかとか、そういったことは想定できるかなというふうには思っています。

【井口委員】

この現行の条例の9条を見ると、2項、3項、4項とあるわけですけど、市長への届出とか、あるいは変更しようとするときには市長に届けるとか、それから、審議会に報告をする。それから、審議会はそれを受けて市長に意見を述べることができる。こういう仕組みが、今、用意されているけれど、国のほうの個人情報ファイルにすると、恐らくそういう仕組みはなくなると。なくしていいのかどうかというのは私もよく分からないのですが、先ほどの話の中で、恐らく個人情報ファイルのほうは情報量としては小さい。だから、漏れてしまう部分があって、それはもうなくていいのかどうかという問題と、それからそういう改廃とか、あるいはそういうことについて何らかの市の関与がなくていいのかどうかというようなところはちょっと議論しておく必要があるだろうと思いますし、ただ、行政事務の軽減というのは非常に重要なことだと思うので、できるだけそちらの方向に収束すればいいとは思いますが、やっぱりちょっとその部分は検討の必要があるのではないかなと思いました。

【総務課情報公開係長】

そうですね、参考になんですけども、奈良市がもう先行して国の定義でやっているんですけど、先ほどうちの課長が申しましたように、小金井市だと3,500を超えるぐらいの届出があるんですけど、国の定義に従ってやった奈良市のほうは170ぐらいになっているので。ただ、小金井市は今現在でも近隣市と比べては多くて、大体似たような自治体の3倍ぐらいの届出をしているような感じなの

で、ちょっと職員の事務としては管理が大変になっているのは事実です。

【仮野会長】

なるほど。

【篠宮委員】

すみません、いいですか。篠宮です。

届出する、しないと、個人情報に安全に管理する、しないはまた別問題だと思っていて、要は100件だろうが10件だろうが、個人情報であれば適切に安全に管理しなきゃいけないというのはあるはずですよ。届出する、しないのオペレーションは、大変、大変じゃないで件数で切ってもいいと思うんですけど、ただ、どこに個人情報があるかなというのを市が把握していない状態になるというのは危険だと思っていて、例えば小金井市が持っている私の個人情報、全て出してくださいと開示請求したときに、誰がどうオペレーションするのかなというのがやっぱりちょっと不安で、結局、誰も一元管理していないからみんなに聞いていくんですかみたいな話になってくると、そっちのほうで行政で事務の効率が悪いですよと僕は思っていて、審議会なのか何なのか分からないですけど、1,000件だとかこういう届出はするは、それで別にあっていいと思うんですけど、1,000件未満だからって何もしないとというのは、多分、違う、市として合理的管理なのか、どこに何があるのかというのは見えるようにしておくというのは、別に議論されて、少なくとも議論されないといけないのではないかなと思いました。

3,000件を把握できていることというのはすごく素晴らしいことで、ただ、そこが煩雑だという話であれば、3,000件以上あるということは少なくとも把握できるけどもオペレーションが簡便になっているぐらいなのが、恐らく落としどころなのではないかなと僕は思って聞いていました。何もしなくていいから、100件、奈良市みたいに100件以外は何もしなくていいよというふうな着地にならないような検討をしていただければなと思いました。

【仮野会長】

そうですね。貴重な意見だ。

結論的にどうするかということなんだけど、国の定義と市の現在の届出を存置させるか、経過措置をつくり最終的に国の定義とするかの二通りのどちらかというところだよな。どうですか。どうしましょう、この議題は。

【白石委員】

まだ、今日初めての議論だから、もう少し練っていったほうがいいと思いますけどね。

【仮野会長】

そうですね。

【本多委員】

1つだけちょっと質問いいですか。ちょっといまだによく分からないのは、国の定義に従うとどんなデメリットがあるのですか。

【総務課情報公開係長】

今、篠宮委員がおっしゃったことと逆のことがデメリットですね。届出が1,000人未満のものはどこかで集約して、誰がどんな事業でどんな個人情報を集めているかを集約する場所がなくなります。それが1,000件未満のもの、国の定義だけでいきますと。そういうことです。

【本多委員】

分かりやすく言うと、最初の議論に戻っちゃうんですけども、結局、個人情報を活用するというほうのてんびんを重くするのか、それとも保護という観点をしっかり押さえるのかのこのバランスの問題で、今回はもう、明らかに流れとしては利活用しますよという流れにグーッと傾いている。そこで、だから、いろいろそごが生じているということだと私は思っているんです。だから、小金井市の個人情報保護審議会として、そこをどこまで、法律はもう通っちゃっているんですけども、その中で個人情報保護という観点を押さえられるかどうかということかなというのが、私は審議会委員としての考え方なんですけども。

【白石委員】

国のほうがちょっと緩いというようなところなのですか。活用しようという。

【本多委員】

はい。もう利活用が前面ですよ。

【白石委員】

今までと同じでしょうけど。

【篠宮委員】

そこはちょっとだけ補足説明すると、利活用するに当たっても、個人情報の届出というのはやはり重要で、どこにどんな情報があるのかって分からないと、新しいことってこんなふうにはできるんだって検討もできないので。保護を停止しているわけでもなく、要はバランス、国として面倒が見れる範囲が1,000人以上のものだよねということを行っているだけだと思います。1,000人未満のところは、ちょっと地方で管理方法含めて考えてくださいと言っているだけだと思っていて、利活用に比重が置かれているとか、保護に比重が置かれているから

というふうな決めではなくて、多分、1,000人以上だと漏えい報告もしてくださいとかって国の法律だとあると思うのですが、そこに合わせてきているだけなのではないかなと思っています。

すみません、私見だったので流してください。

【仮野会長】

分かりました。これも今日すぐに結論を急いで出す必要はなくて、次のまた議論にも、議論を深めましょう。

今日は取りあえず最後の7つ、7項目のほうで。

【篠宮委員】

1点だけ、業務負荷が高いと言っているのは、この審議会に出すのが高いっておっしゃったんですかね。

【仮野会長】

もう一度、お願いします。

【篠宮委員】

小金井市の個人情報ファイルの管理に関して負荷が高いとおっしゃっていたのは、審議会を通さなければいけないというところが結構高かったりするんですか。

【事務局】

先ほどの負荷の問題ですけれども、かなりの細かい単位で届出をしているがために、自分たちで、例えば制度を改正したり、制度を廃止したりしたときに、届出を、また変更の届出をしなければいけないことを漏らしてしまう、廃止しなければいけなかったのにそのままデータ、届出だけはそのままになってしまっているようなことで、届出漏れみたいなものがかかなり散見されていて、自分たちでこのようなファイルの管理ができていないかのような報告が多かったので、かなりの負担にはなっていたのかなというふうに思ったところです。

【篠宮委員】

それは、件数の話と別途で解決できるものなのですかね。

【総務課情報公開係長】

例えば変更、廃止の届出の仕方を変えるとか。今、事業の細かい単位で届出をしていますけれども、もう少し大きく事業をまとめた届出を認めるとか、そういった解決策もあるのではないかと事務局としては考えます。

【篠宮委員】

一旦、どういうやり方があるのか検討いただければと思いますが、そこが問題

なんじゃないのではないかなと、今、何となく話を聞いていて思いました。

【仮野会長】

御意見をお伺いしました。

ここで、今日はこの問題はこの程度にして次に移りたいと思います。残り3つ、4つか、課題が残っていますんで、それをざっと議論して今日は終わらしましょう。

検討課題4、不開示情報。

【総務課情報公開係長】

一応、個人情報保護法に、個人の方が自分の情報を開示するときの基準というのが示されていて、国は国で基準があって、それは条文に書いてあるのですが、それを補足するような感じで、ただし書で情報公開条例の開示、非開示に合わせるような書きぶりにもなっているので、小金井市としてはどういうふうな基準であるかというのを考えていただきたいということで書きました。

1つは、市の情報公開条例に全くただし書を使って合わせちゃうというのが1つと、もう一つは、全国統一の基準ができたのだから、国の開示の条項に合わせちゃうという方法があります。

小金井市の情報公開条例に合わせたときにどんなことが起きるかということと言いますと、小金井市の情報公開条例というのが、特徴として開示を認める範囲が大きくて、基本的に非開示にできる理由が国とかに比べて少ないというのがあります。一番大きな特徴としては、例えば国とかほかの市区町村もそうなんですけども、自分たちの事務の執行に支障が生じるというのが明らかな場合は非開示にできるという条項があるところが多いのですが、小金井市の情報公開条例は、自分たちの事務に支障が生じるからといって非公開にするというのは基本的にはできない。

例えば民間企業さんとか、あと国の取引、取引している国とか、取引をしているほかの市区町村の人に支障が生じるという理由のときは非開示というのが、事務に支障が生じるから非開示という理由ができるのですけれども、小金井市の職員がそれをやられると事務が繁雑になって仕事にならないよという理由では、原則非開示にすることができないので、開示、非開示の理由というのを条例に合わせたほうが市民にとっては利益があるのではないかとはいえます。

ただ一方で、全国統一の基準というのに合わせたほうが良いという考えもあるので、それはちょっと審議会の皆さんの意見を聞いて決めていきたいなとは考えています。

【仮野会長】

ちょっと細かい議論をしたいのだけど、取りあえず5、6、7、あともう30分ぐらいしかないんで、これを急ぎ、今日はあらあらの討議にしましょう。結論は今日はいずれにしろ出ないから。

不開示情報はいいとして、第5、開示等の期限。

【総務課情報公関係長】

開示等の期限なのですけども、開示の期限は、国が上限というか、最長の期限が決まって、基本的には30日、請求があつてから30日以内に開示、非開示を決めなさいとか、そういうような条件があるのですけども、今、小金井市ってどういう基準かという、請求を受けた日から次の日計算にして7開庁日までに回答をしなきゃいけないというふうにはなっています。

【仮野会長】

7日？

【総務課情報公関係長】

7開庁日です。大体土日挟むと10日間ぐらいなのですけど、国のほうは30日なので、逆に言うと国の30日まで、最長としては延ばすこともできますし、現行条例のように7開庁日というような条例の規定もできます。

大体、ほかの近隣市の話を見ると、現行の、国よりもその自治体も回答期限が短いので、今の現行条例の規定に合わせるというところと、1市だけ、ちょっと名前を忘れたんですけども、ちょうど中間を取って、30日の約半分の14、今、小金井市と同じ7開庁日ぐらいのを14日というふうに変えるという市もあるようです。

なので、開示の期限をどうするかというのを決めていただきたいということで、今の条例で事務が進んでいるのだったら今の条例と同じにしていいのではないかという考えもありますし、職員としていえば、30日まで延ばしていただければ、それはちょっと事務的には余裕ができるということでもいいなという思いはないことはないですけども。

【仮野会長】

求める側としては早いほうがいい。なるほど。

これもすぐにどちらがいいと決められないんだが、例えば今のような各、これまでの、これまで開示までの期限が何日が標準で、各市町村はこうやっている、今回の場合は国はこうでという、そういうデータは出ないかね。

【総務課情報公関係長】

近隣市とかでは、一応、聞いてはいるので。

【仮野会長】

そういうのがないとなかなか。

【総務課情報公開係長】

出すことは可能です。

【仮野会長】

次までに頑張って作ってください。これは全てに当たってデータを。

検討課題6をやりましょう。手数料。お願いします。

【総務課情報公開係長】

手数料については、今、小金井市は実費ということでコピー代しか取っていないような状況です。要するに、コピー1ページがあれば10円で、2ページになれば20円とか、あとは、カラーコピーはないのですが、他市だとカラーコピーがあるとちょっと金額を高くして、カラーコピーの場合は40円、100円とかというふうにはしているところがあります。

国の標準モデルは、手数料として、紙1枚あろうがなかろうが、例えば200円とか300円取って、その上に枚数が増えると10円、20円、30円というような感じでやるのが国の標準モデルです。

ですので、今後、市としてどうするかということで、現行どおりのやり方も一応できる、手数料をゼロ円にして、そのほか実費を徴収するにしようというように書き方にすれば、現行の小金井市と同じように、今と同じようにコピー代10円、つまり開示する情報があれば1枚につき10円、なければ手数料無料というような感じにもできます。

逆に、これを機に、請求の乱用を防ぐために200円とかという手数料を取ると考えている市もないことはないみたいです。ただ、個人情報の開示請求については手数料を取るという自治体は少ないです。情報公開条例は取るところは、最近、乱用という意味では多かたりするんですけども、あと、市内と市外という区別をつけてやることはあるんですけど、個人情報の開示請求というのは、基本的には市内であろうが市外であろうが、何らかの小金井市と関連を持った人が基本的にはするので、あまりそういう区分けの必要はないのかなと思いますので、基本的には現行どおりでも大丈夫なのかなと個人的には思います。

【仮野会長】

これは、国は必ず手数料を取れと言っているの。

【総務課情報公開係長】

いいえ、言っていない。なので、これは自分たちで決めてくださいという、

これを機会に手数料を取ってもいいですし、今まで各自治体のやっているとおりにやってもいいよというような言い方にはなっています。

【仮野会長】

これは、じゃ、あまり頭を悩ますことはないな。今までどおりでいいんじゃない？

【総務課情報公開係長】

そうですね。審議会の皆さんがそう言っていただければ。

【仮野会長】

それでは、検討課題7。

【総務課情報公開係長】

検討課題7なのですが、審議会の在り方ということで、ちょっとこのところに一番関係するのかなとは思いますが、審議会については、基本的には専門的知見を有する者に諮問できることができるというような感じで、審議会を設置することは可能です。審議会の事務自体、国の想定では、小金井市で諮問する案件というのが、要配慮個人情報の保有するときと、あと、オンライン結合と言われている、要するによくイメージがあるのは住基ネットとか、マイナンバーで小金井市の課税台帳と、マイナンバー、中間サーバーというのですが、国が管理しているデータというかサーバーと連携するようなオンライン結合のときと、あと、電子計算書式へのデータの入力って、要するにコンピュータに市民の情報を入力するとき。あと、業務委託するときは諮問をしなければならないというのがあるのですが、基本的には国の見解ではそういう諮問について個別にするのは、はっきり言えば許さないと言っています。かなり強い言い方で、容認しない。それを無視したらどうするかというと、勧告とか出すとかいうつもりではいるみたいです。

そうすると、審議会って何ができるのかというと、専門的知見を持っている人が、例えば個人情報の契約するときの基準としてこういうのを要件に入れなさいよとか、包括的なような諮問はしていいよというような感じになっています。そうすると、今の審議会の事務が国の言うとおりでと少なくなってしまうのと、諮問、基本的にはあまりできなくなってしまうのと、あと、法律の表現で専門的知識というのがあるので、どういうふうに、今後、審議会を存続したらいいかというのをちょっと検討していただきたいと思います。

他市とかも聞いたところ、審議会をなくすというふうに考えているところは、隣接市というか、多摩26市で審議会をなくすという考えのところはないので、

何らかの形で存続するというのがほとんどです。どういうふうに存続するかというと、ここに括弧して書いてある、今と変えないように存続するという方法があります。

もう一つ、審議会は存続するけど縮小するという方向が一つあります。なんで縮小するかというと、専門的知見を持っている人しかやっちゃいけなくて、市民公募の人ってどうなのですかというのを、ちょっとどこの市かは覚えてない。他市が照会したところがあるのですが、市民公募はしてもいいけど、要するに審議会で過半数といって議決を採ると思うのですが、その議決のメンバーには入れちゃいけないというふうには言われています。

【仮野会長】

意思決定には加われない。

【総務課情報公開係長】

加われない。だから、専門的知見を持っている人が市民公募の人の意見を聞いて、その専門的知見を持った人が決定する分にはいいけど、市民の人が意思決定に参加することは許されないと言われていています。そうすると、市民の人を募集してもちょっと意味がないのではないのかと考えて、縮小するというのを考えている市はあります。さらに言うと、専門的知見の人しか要らないのだったらというので、小金井市で行政不服審査法に基づく審査請求をやるときに審査会というのがあるのですが、その審査会と統合してもいいのではないかという市もあります。ですので、今後、審議会をどんな感じで設置するのがいいのかというのをちょっと皆さんの意見を聞きたいなというふうに思って、その検討課題7として課題にいれました。

国の条例例、国の示した案のほうは、審議会に諮問する、審議会って法律には書いてあるのですが、審議会に諮問するというふうには書かないで、審査会って書いてあったので、国のほうはどうも審議会がはっきり言って嫌いみたい。

【仮野会長】

審査会か。

【総務課情報公開係長】

もう審査会に統合してもいいのではないかなのような感じの書きぶりで条例例には書いてあります。

それに対して、今回、用意したのは国の条例例をそのまま使っていないので、そういうような書き方にはなっていないのですが、

【仮野会長】

なるほど。

それで、もう一つありますね。その他の検討課題。パブリックコメントをするべきか。

【総務課情報公開係長】

一応、この前後のスケジュール、篠宮委員にはちょっとスケジュール表、後でちゃんと送ります。すみません。このスケジュール表では、一応、パブリックコメントを入れるような、事務局では想定しているんですけども、すべきかどうかというのを、一応、検討していただけたらなと思って。

これも近隣市で、ちょっとこれだけ国の強い言い方を見て、諦めちゃったということはないのですけども、あまり審議しても、市として裁量が少ないのにパブリックコメントをやっても意味がないのではないかと行ってやめた市もないということはないのですけども、とはいっても、それを市の職員で決めるのもあまりよくないということはあるので、パブリックコメントをしたほうがいいのかどうか、最終的には審議会のほうで決めていただきたいと思って、ここには入れさせていただきました。

【仮野会長】

ありがとうございました。

まず、資料0の今後の対応スケジュールの今の表を見てみると、これから今日のような会合を、パブコメをやるとするならば、パブコメ前に4回ぐらい会合を開かないと。3回か。パブコメやって、さらに一、二回ですか。12月前、中旬には終わりにする、こういうことですか。

【総務課情報公開係長】

そうですね、パブコメをやって、パブコメ終わったら報告をさせていただいて、条例案を、それに基づいて最終的な条例案になって報告して、最後、議会に上程するというようなスケジュールで、ちょっとこちらは作成させていただきました。

【仮野会長】

パブコメについて、皆さん、どうですか。これはやったほうがいいと思いますか。やるべきではない、やる必要はないとお考えでしょうか。

【白石委員】

どのぐらいの方、市民が関心持たれるかどうかは別としても、たとえパブリックコメントに応じる方が少ないとしても、これ、ほかの課題4から以降、全部そうなんです、情報公開と個人情報保護って民主主義の原点の部分なんですよね。そこについてはやっぱりきちっと市民に対して開いていくのが原則だと思います。

す。結果、どのくらい来るかは、それはまた別の問題だと思うんですよね。

ほかの項目もやっぱりそうだと思うんですよ。手数料というのは、金額が多い少ないじゃなくて、少なくとも実費以外の部分は、これは市民の権利としてきちっと保障しているという姿勢を持っているか持っていないかという、一つの自治体の姿勢の表れだと思うんですよね。だから、そういう意味では、やっぱり情報公開と個人情報保護というのは、目に見えないものかも知れないけど、すごく重要なものだと思います。

【仮野会長】

つまりパブコメやったほうがいいという意見ですね。

パブコメってやったことある？ 最近ではどういうことをやりました？

【総務課長】

計画が多くて、様々な市の基本的な計画、長期計画、子供の計画、緑の計画など、そういったものはよくあります。

【仮野会長】

小金井市の場合は、回答は多いですか。

【総務課長】

関心の高いものは多いですね。

【白石委員】

テーマによりますね。

【総務課長】

保育園廃園という問題はすごく多かったです。

【仮野会長】

この情報公開、個人情報保護などは関心高いんじゃないかな。

【総務課長】

大変難しいので、とっつきにくいかとは思いますが。

【仮野会長】

そうだね。ただ、一つの我々の手順として、民主主義を大事にする手順として、白石さんの言うようにやったほうがいいというふうに、私も個人的には思っていますけどね。

【本多委員】

それで、パブコメをやるとして、それで市民の方から質問があったときに、それに対する回答もこの審議会のほうで回答するという形になりますよね。スケジュール的にもちょっと、パブコメを終わった後に審議会をやるみたいな日程が組

まれるという形になりますかね。

【事務局】

はい。1個、この、10月中旬の星が下旬に行けばいいかなという感じですけど。

【仮野会長】

議会の関係。

【事務局】

はい。

【仮野会長】

今日は8時で終わりにすることを目指してきました。大体時間になってきましたが、皆様方、問題がどこにあるか、理解できたでしょうか。非常に幅が広いテーマなんで、はっきり言って僕もよう分からんところがあります。一緒に勉強していきましょう。

その他、最後に御質問が、何でもいいですがありましたら受け付けます。何かございますか。

どうぞ、井口さん。

【井口委員】

検討課題4は非常に重要だと思っています。今現在は市の行政に関わるというのは、普通は混乱するというか、そういう問題については非開示というのが国の方針ですか。だけど、市は対応しているということで、それは市民サービスの面で非常にいい方法だと思うのですが、かつてのかなり問題になったいわゆるり弁というか、ああいう真っ黒な開示の方法とか、ああいう行政の裁量によって開示の範囲を狭めていくというのは非常に問題があると私も思っています。

一方で、行政事務を混乱させるような目的と思えるような、同じような質問を開示請求を何度も手を替え品を替えやるような場合もありまして、それはやっぱり市の限られた行政事務を独り占めしてかなり問題になる行為だと思いますので、ある程度回数制限というか、同じ趣旨のものは一定の制限は設けるような、そういう方向性もやっぱり考える必要があるのかな。

基本的には、今、現行の市の方向性というのはいいと思うのですが、一方で何らかの制約も、市の限られた行政事務を適正に運用するためにも必要じゃないかなというふうには私は思っています。

【仮野会長】

何か。

【総務課長】

本日いただいた御意見を、また案のほうに反映したものを次の会議に提示させていただいて、またそれを見て御検討いただくということでいかがかと思います。あと、今日、幾つかデータなど、あと他市との比較とか、あればよいと言われた資料と、あとは今回の資料の6、条例案というのがありましたけど、これをもう少し、本日出たような御意見を反映したようなものにして、イメージを膨らませていただける会議にできればと。今の御意見も含めて、できればと思います。

【仮野会長】

そうですね。

今回は、この次の審議会は7月21日午後6時。この会議室で行いますが、これは通常の審議会。

【総務課長】

通常の審議会がありますが、7月の審議会もあまり案件がなさそうだという見込みなので、半分程度、この議論に使っていただけるかと思います。

【仮野会長】

7月21日の午後6時からですね。半分ぐらいは、難しいね。この審議会、なるほど。

この個人情報保護法に関わる第2回目のはいつでしたっけ。7月下旬？ 次は8月下旬？

【総務課長】

8月上旬、中旬が難しいのであろうと思われて、今のところは8月下旬ぐらいでどうかという案しておりますが。

【仮野会長】

この5月、この表にあります保護審、審査会はいいんだけど、保護審開催、5月はできなかった。

【総務課長】

もう終わっています。

【仮野会長】

終わっているんだ。

【総務課長】

通常の、5月19日。

【仮野会長】

分かった。だから、この6月の保護審が今日のやつかな。今日ですね。ここ、

星印の次、これ、丸印になっている。これ、7月下旬をやるの？ じゃなくて、そうだ、これを半分やるというのか。そういうことか。で、8月と9月と、10月にも星印がある。これはどういうことですか。

【総務課長】

これは。

【仮野会長】

通常の。

【総務課長】

通常のなんですけども、案件が少なければ。

【仮野会長】

なるほど。

【総務課長】

もし多いとちょっと考えなおさないといけないのですが、これは予定なので、もしかしたら前の審議会の状況で追加になることもちょっと検討していただければなど。

【仮野会長】

分かりました。

それでは、そろそろ終わりにしますが、ほかに皆さん、何か御発言ありますか。

【篠宮委員】

すみません、スケジュールが分からなくてちょっと分からない。条例以外はどうするんですか。条例から下は。

【総務課長】

もう一度、お願いします。

【篠宮委員】

条例から下の内規なのですかね、規定みたいなところというのはどういう。

【総務課長】

条例以下の規定に関しては、条例が施行すると言われている令和5年4月までに間に合えばいいので、条例が決まれば順次作業をしていくことができます。

【篠宮委員】

今回、論点になっていないところで、国の規定にそのまま従うだけですよ、でも内部の運用ルールは決めなきゃねみたいな、例えば匿名加工情報とか、個人情報連情報とか、こういった部分は。

【総務課長】

もし細かいところがあれば、4月までに間に合わせるように作業をしていくことができますので。

【篠宮委員】

そうなのですね。分かりました。

個人情報だけで今の時点でいいのかなというふうに思いました。今、データ流通みたいな話、序盤でありましたけど、個人情報だけで議論されて、データ流通を進めていこうという話をしているわけじゃなかったと思うので。条例が個人だけをされていますけども、ほかのところはどうなるんだろうなというのは。

【総務課長】

法律で定められて……。

【篠宮委員】

小金井市としては特に国に従うだけですってだけなのですかね。

【総務課長】

条例に関しては、条例で定めなければいけないところと、それから裁量のあるところを定めていきますが、法律で決まっているところは、例えば運用なども定めていく必要がありますので、例えば規則にするのか手引書みたいなものを作るのかという作業を、また条例可決後でも作業を進めるというふうに考えています。

【篠宮委員】

そうなのですね。分かりました。

並行して進んでいかないと、これは内部で決めればいいのか、さっきの個人情報ファイルとか、そういう部分が出てくるんじゃないかなと思ったので気になった次第です。分かりました。ありがとうございます。

【仮野会長】

仮野忠男ですけども、次回、できたら出席ください。

【篠宮委員】

はい？

【仮野会長】

出席をお願いします。

【総務課長】

これも出席です。

【仮野会長】

それは分かるよ。

じゃ、ほか、いいですか。

じゃ、今日はこれで終わりにします。ありがとうございました。

— 了 —